0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部 幼児保育課長 横山 尚人

# 自主的にお休みした場合の基本保育料の取扱いと 還付(返金)の手続きについて【5月】

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。文京区では、感染の機会を減らすことを目的とし、令和2年2月28日付の文書にて、保護者の皆様にも対応のご協力をお願いし、3月10日付の文書及び3月19日付の文書にて新型コロナウイルス感染症対策に伴う区のお願いにより自主的にお休み(以下、「自主休園」という)をした場合の、3月分及び4月分の基本保育料の日割り計算についてお知らせをしたところです。

この度、5月分についても同様の対応をすることとしましたため、下記の通りご連絡いたします。

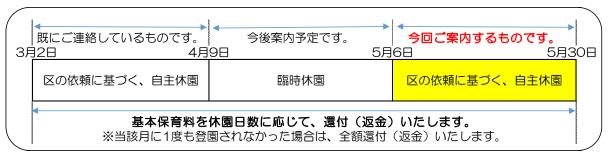
保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引続きご 理解ご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言中の保育料還付等の対応方法については、別途ご案内いたします。

記

- 1 区からのお願い(令和2年2月28日付文書から抜粋) 感染症拡大を防止するため、ご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化に ご協力ください。
- 2 対象期間

令和2年3月2日(月)から5月30日(土)まで(4月9日から5月6日までを除く)



各月の必要書類については、下部に記載の「【参考】提出必要書類一覧」をご確認ください。

※本対応は5月末までを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により自 主休園期間が変更となる場合があります。

- 3 対象施設・事業
  - (1) 認可保育所
  - (2) 認定こども園
  - (3) 小規模保育事業
  - (4) 家庭的保育事業
  - (5) 事業所内保育事業(地域枠)
  - (6) 定期利用保育事業
  - (7) 春日臨時保育所
  - (8) グループ保育室こうらく
- 4 基本保育料の取扱いについて

区からのお願い(令和2年2月28日付文書)に基づき自主休園を行った場合は、保護者の方へ以下の計算式に基づき算出した金額を還金(返金)します。

【還付(返金)額=ご自身の基本保育料×自主休園した日数(※)÷25日〈10円未満切捨て〉】

- ※ 5月の1か月間で、1日も登園しない場合は、自主休園の日数を25日として計算します。
- ※ 用事や当日の風邪等、あらかじめ園に示していなかったお休みは、日数に含めること は出来ません。
- ※ 土曜日を還付の算定日に含むことができるのは、土曜日に保育の必要性が認められて いる方のみとなります。
- ※ 慣れ保育で登園した場合は、登園の実績があるため、自主休園には当たりません。
- 5 基本保育料還付(返金)の手続きについて 基本保育料還付(返金)の手続きは、以下の書類をそれぞれ提出期限までにご提出くだ さい。
  - (1) 還付請求書 (5月分)【<u>6月10日(水)</u>までに区へ<u>直接提出(郵送可)</u> 「<u>〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21 文京区幼児保育課入園相談係(文京シ</u>ビックセンター12階)」
    - ※支払い手続きの関係で、月毎にご提出いただく必要があり、お手数をおかけし申し訳 ありませんが何卒よろしくお願いします。
  - (2) 休園予定兼確認書(5月分)【<u>5月8日(金)</u>までに<u>園に提出</u>】 ※5月8日に間に合わなかった場合は、お早めに提出してください。 ※区へは園が提出を行います。
- 6 振込予定

9月初旬を予定しております。

#### 7 変更点

これまで、自主休園を連続する2週間以上される場合は、文京区幼児保育課入園相談係に「休園届」のご提出をお願いしておりましたが、現在の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の対応等を鑑み、今後新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、「休園届」の提出は不要となります。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、2か月の休園期間上限は適用いたしません。)

## 8 その他

- (1) 還付(返金)額は、基本保育料となります。
- (2) 基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。期間終了後、文京区において休園状況を確認し、指定の口座へお振込みいたします。
- (3) 園内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、東京都や保健所と状況を確認し、臨時休園となることがあります。(臨時休園日数に応じて、基本保育料の還付(返金)を行います。)
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応のため自主休園し、家庭で保育するために5月に 育児休業から職場復帰する予定を延期する場合は、内閣府等の方針を踏まえ、5月の在 園資格を保証いたします。
- (5) 「5 基本保育料還付(返金)の手続きについて」の書式は、以下のURL 「https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html」またはQRコードからも確認出来ます。

## 9 問い合わせ

- (1) 区立保育園に関すること 幼児保育課幼児保育係 TEL 03-5803-1189
- (2) 私立保育園に関すること 幼児保育課保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845
- (3) 基本保育料還付(返金)の提出に関すること 幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190

#### 【参考】提出必要書類一覧

		還付請求書 (保護者→区)	休園予定兼確認書 (保護者→園)	緊急特別保育届出書 (保護者→園)
3月分		0	0	
4月分	臨時休園のみ	0	×	0
	自主休園+臨時休園		0	0
	自主休園のみ		0	0
5月分	臨時休園のみ	0	×	0
	自主休園+臨時休園		0	0
	自主休園のみ		0	0

※一覧にある表示は、以下のとおり読替えてください。

「提出必要」➡○

「提出不要」→×